

久商発第611号
平成27年12月10日

会 員 各 位

久 喜 市 商 工 会
会 長 新 井 勝 行

商工会費の一元化（改正）についてのお知らせ

師走の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当会の運営につきまして日頃から深いご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、久喜市商工会も誕生から2年が経過し、本来であれば、商工会費を合併時に統一しなければならないところでありましたが、これまで久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区及び鷺宮地区それぞれの旧商工会費基準にて徴収させていただいておりました。この会費につきまして、平成28年度から合併後の新基準に一元化することが理事会において決定されました。

それにより、平成28年4月から会費基準の統一を図るものでありますが、新基準は商工会合併時に運営規約で規定され、平成26年度通常総代会におきましてもご承認いただいております。基準表や納期等は裏面「会費の徴収基準、払込みの方法及び納期」のとおりとなり、新しい会費金額は、法人、個人や業種を問わず従業員数のみを新基準表にて算出するものでありますので、ご理解をいただければ幸いです。

また、会費の徴収時期につきまして毎年6月及び12月の年2回と改正させていただきますので、併せてご理解いただきますようお願い申し上げます。

※ 会費の一元化についてのお問合せは下記 本・支所までお願いいたします。

*久喜本所＝21-1154

*菖蒲支所＝85-0311

*栗橋支所＝52-1559

*鷺宮支所＝58-1202

平成28年1月に会員皆様方へ従業員数調査のご案内をお送りいたしますので、何卒ご協力のほど宜しくお願いいたします。

久喜市商工会運営規約 別表第2

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

- ・均等割額 … 一律月額700円

	従業員数	従業員割額	月額合計額
1	0人	0円	700円
2	1～2人	200円	900円
3	3～5人	500円	1,200円
4	6～20人	1,000円	1,700円
5	21～50人	2,000円	2,700円
6	51～100人	5,000円	5,700円
7	101人以上	10,000円	10,700円

- (1) 会費月額、均等割額及び従業員割額の合計額とする。
- (2) 大型店は、1㎡当たり月額5円とし、定款会員、金融機関等については、理事会にて決定する。
- (3) 従業員数は、個人事業所は事業主を除く家族従業員、雇用従業員とし、法人は代表取締役を除く役員、雇用従業員とする。臨時従業員については、員数を2分の1（小数点以下は切り捨て）に換算する。また、従業員数については、本商工会所在地の本支店、営業所、工場に就業する者とし、地域外の本支店、営業所、工場に就業する者は含まない。
- (4) 前3項の規定を基準とするが、業種、営業の状態等により金額を変更できるものとする。但し、この場合は理事会にて決定する。

2. 会費の払い込みの方法

商工会指定金融機関への口座振替、または現金納付とする。

3. 会費の納期

- 6月（4月～9月分）
- 12月（10月～3月分）